右岸	同市本匠同大字字カジヤ千二百五十一番地先の取水堰下流端		
左岸	大分県佐伯市弥生大字大坂本字小波千二百十六番の二地先	番匠川への合流点	蕨野橋
右岸	同市弥生大字大坂本字ケゴヤ二千三百六十三番の一地先		

右岸	同市本匠同大字字カジヤ千二百五十一番地先の取水堰下流端	（新規）	
		（新規）	
		（新規）	
		（新規）	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官庁報告

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

愛媛県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

令和八年五月二十九日

気象庁長官　野村　竜一

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
重信川水系	石手川	左岸　愛媛県松山市高野町（市之井手橋）	左岸　愛媛県松山市朝生田町四丁目九九五番二地先	湯渡水位観測所	松山地方気象台 愛媛県土木部河川港湾局河川課
		右岸　愛媛県松山市溝辺町（市之井手橋）	右岸　愛媛県松山市和泉北一丁目一〇九六番地先		

肱川水系			
肱川（肱川水系肱川（菅田～鹿野川））			
左岸	愛媛県大洲市肱川町宇和川七六〇番四地先（鹿野川大橋上流六〇m）	愛媛県大洲市柚木字尾阪三五八番一地先（冨士橋下流三〇m）	
右岸	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂二八二番一地先（鹿野川大橋上流六〇m）	愛媛県大洲市柚木字冨士八九七番一地先（冨士橋下流八〇m）	
大川水位観測所			
松山地方気象台 愛媛県土木部河川港湾局河川課			

二　開始期日　令和八年五月二十九日

福岡県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

令和八年五月二十九日

気象庁長官　野村　竜一